お知らせ掲示板

★上井幌町役場 ☎2-2111(代表)
★教育委員会 ◇総務・学教担当 ☎2-3014
◇社教・社体担当 ☎2-3024
★ふれあいプラザ ◇健康増進担当 ☎2-4128
◇介護支援担当 ☎2-5555
◇浴場部門 ☎2-4126
★十勝総合振興局(土木現業所・保健所含む) ☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

募集

公営住宅入居者

◎町営住宅(ふれあい団地・14区)
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者。
◆募集住宅
①C棟2階【平成14年度建設】
3LDK(世帯向用) 1戸
◇家賃(収入区分による)
月額2万7600円～4万1100円
②H棟2階【平成10年度建設】
3LDK(世帯向用) 1戸
◇家賃(収入区分による)

町の審査会・審議会委員を公募します

町長や教育委員会からの諮問や審査などに応じて審議する委員会・審議会など(附属機関)の委員の一部を公募します。

◆公募する附属機関

平成24年度中に任期満了による委嘱替えを行う機関(下記図参照)について、それぞれ「公募人数」欄に記載の人数を公募します。

◆公募の条件

本町の町民で次に掲げる資格要件を満たす方となります。

(1)満20歳以上の方

(2)現職の町議会議員、町の各執行機関の委員及び町職員(非常勤職員を除く)ではない方

◆公募の期間 3月1日(木)～15日(木)

◆申込手続

総務課庶務担当に電話などでご確認の上、「申込書」をご請求ください。(提出は、郵送またはＦＡＸでも可)

◆委員の委嘱について

(1)公募条件に適合された方全員を「候補者名簿」に登録させていただきます。(1年間有効)

(2) 委員を委嘱する必要が生じた審査会などから順に、「候補者名簿」登録者の中から委員を委嘱します。

(3) 応募者多数の場合は、庁内において選考審査を行うことにしています。

(4) 応募された方全員に、選考審査の結果を通知いたします。

◆委員報酬及び旅費(費用弁償)について

(1)日額報酬

会長(委員長) 7,700円／一般委員 6,900円

※3時間未満の会議、複数の会議が同日に行われた場合は、報酬額の調整があります。

(2)旅費(費用弁償)

上士幌地区以外から出席いただく場合は、バス代または車代の実費相当額を支給します。

≪公募する附属機関一覧≫

	附属機関名 (開催予定年回数/時期/委嘱予定時期)	委員定数	公募人数	任期	設置目的 (審議事項の概要)
1	学校教育等推進審議会 (1～2回/不定期/10月頃)	12名以内	2名	3年	幼児教育並びに学校教育などの充実 (給食センター運営/児童生徒の国際理解教育/幼児教育)
2	水道事業及び下水道事業審議会 (随時開催/11月頃)	12名以内	2名	3年	水道事業、公共下水道事業及び個別排水処理事業の円滑な維持管理及び運営 (水道、下水道などの計画や施設料金、維持管理)
3	農業振興審議会 (2～3回/5・11・3月頃/1月頃)	10名以内	2名	3年	農業の生産振興と担い手の育成 (肉牛・乳牛貸付基金運用/技術センター・体験者宿泊施設の運用/後継者奨学資金の支給・選考)
4	情報公開及び個人情報保護審査会 (1～2回/不定期/4月頃)	5名以内	1名	2年	情報公開の推進及び個人情報の適正な取り扱いの確保 (情報公開及び個人情報保護に関する不服申立ての諮問に応じた審査)
5	文化財保護審議会 (1回/3月頃/10月頃)	8名以内	2名	2年	町の文化財の指定、解除、保存及び活用 (文化財の指定等)
6	産業振興審議会 (1～2回/2月頃 他/6月頃)	10名以内	2名	3年	企業、商工業及び観光の振興並びに雇用の拡大 (条例に基づく企業助成の審査/商工業・観光振興)

※お問い合わせは、総務課庶務担当(内線234)杉本まで

月額2万5400円～3万7800円

◎特公賃住宅(ふれあい団地・14区)

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超え、町が定める基準に該当する者。

①A棟1階【平成15年度建設】

3LDK(世帯向用)　1戸

◇家賃(収入区分による)

月額5万円～6万円

②B棟1階【平成12年度建設】

2LDK－S(世帯向用)　1戸

◇家賃(収入区分による)

月額4万3600円～5万2400円

※募集期間は3月1日(木)～12日(月)

※お問い合わせは、建設課公営住宅担当(内線155)船戸まで

催し

町民法律相談

◆日時　3月26日(月)　10時～12時

◇相談時間は、20～30分です。

◆場所　山村開発センター第3研修室

◆相談員　弁護士　中島　和典　氏

◆申込期限　3月21日(水)

◇予約制の先着順となっておりますので、ご相談を希望される方は、お早めにお申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(内線265)深瀬・山本まで

ケン先生の英会話教室

○ビギナークラス

～あいさつからの簡単な英会話～

◆日時　3月6日(火)・13日(火)　15時30分～16時30分

○スキルアップクラス

～基本的な日常会話～

◆日時　3月7日(水)・14日(水)・21日(水)　19時30分～20時30分

◆場所　生涯学習センター学習資料室

◆対象　中学生以上

◆持ち物　筆記用具

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会社会教育担当(内線404)松尾まで

第63回糖尿病友の会

◆日時　3月14日(水)　11時より

◆場所　ふれあいプラザ　調理室

◆内容

①糖尿病の検査の話

講師　臨床検査技師　山本　志都　氏

②アルコールと食事

～お酒の飲み方・たのしみ方～

講師　管理栄養士　油谷　裕子　氏

③糖尿病の話

講師　院長　小泉　洋一　氏

※お申し込みやお問い合わせは、社会医療法人北斗十勝恵愛会病院受付(☎2－2010)まで

平成24年度 就学援助費の受給申込について

小・中学生の就学に困難をきたしている方に、学用品費、給食費、修学旅行費等の就学援助を行っています。お申し込みされる方は、期限までに所定の書類を提出してください。

◆認定基準

①前年度の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えない者

②「上士幌町就学援助認定要領」の給与対象者に該当する者(児童扶養手当受給者、町民税非課税または減免者など)

◆提出書類

◇平成24年度就学援助費受給申込書

◇世帯全員分の平成23年中(平成23年1月～12月)の「源泉徴収票(写)」または「確定申告書用紙(写)」

※申込書は、各学校を通して全児童生徒に配布しております。

※申込書は、町のホームページからダウンロードできます。

http://www.kamishihoro.jp/page/00000125

◆申込先　教育委員会総務・学校教育担当

◆申込期限　3月16日(金)

※期限を過ぎても受け付け致しますが、4月を過ぎると申込日からの日割計算により受給される場合があります。

※お問い合わせは、教育委員会総務・学校教育担当(☎2-3014)岩隈まで

子育て支援センターからのお知らせ

■上士幌町子育てサポート事業の協力会員を募集しています

子育て経験のある方で、ご自宅においてお子さんを預かったり、保育所などの施設送迎が可能な方を募集しています。年齢や性別に関係なく会員になれますので、ぜひご連絡ください。

◇主な活動内容

保育所・小学校・学童などへの送迎、保護者の残業・通院時や保育施設利用時間外の預かりなど

◇利用時間　7:00 ～ 21:00

◇報酬　300円/30分

■3月の「子育て支援センターの利用」と「一時保育のお預かり」は3月23日(金)まで

4月の利用開始時期は、広報4月号(3月23日発行)の『まちなかカレンダー』をご覧ください。

※お問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)新舘・杉山

お知らせ掲示板

★上士幌町役場		☎2-2111(代表)
★教育委員会	◇総務・学教担当	☎2-3014
	◇社教・社体担当	☎2-3024
★ふれあいプラザ	◇健康増進担当	☎2-4128
	◇介護支援担当	☎2-5555
	◇浴場部門	☎2-4126
★十勝総合振興局(土木現業所・保健所含む)		☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

お知らせ・啓発

森林整備計画変更計画書(案)の縦覧について

平成24年4月1日施行予定の森林法の一部改正に伴い、森林法第10条の6第3項に基づき上士幌町森林整備計画を変更することとしています。同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、変更の内容を縦覧に供します。

この計画は、町内にある地域森林計画の対象となっている民有林について の伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本事項等について、5年ごとに10年間の計画を立てたものです。

◆縦覧期間　3月5日(月)まで

※変更内容は、農林課林産担当、または町のホームページでご覧になれます。

※お問い合わせは、農林課林産担当(内線243)有賀・松下まで

便利な写真付き住民基本台帳カード

写真付き住民基本台帳カードは、金融機関や市区町村の窓口をはじめ、さまざまな場面で公的な証明書として利用できます。運転免許証などの公的な証明書をお持ちでない方に便利です。

また、住民基本台帳カードに電子証明書を格納することで、インターネットを利用した電子申請(e－Tax など)が利用できます。

◆交付手数料　500円

※電子申請を利用できるようにするためには、別途500円の手数料がかかります。

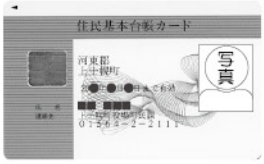

※お問い合わせは、町民課総合窓口戸籍年金担当(内線134)佐藤・長良まで

戦後強制抑留者のみなさまへ

シベリア強制抑留者に対する特別給付金の請求受付を行っています。

請求期限が迫っていますので、まだ請求されていない方は、お早めにお問い合わせください。

◆対象者

シベリア強制抑留者で平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方

◆受付時間　9時～18時(平日)

◆請求受付期限　3月31日(土)

※3月31日(土)は受け付けします。

※お問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金(☎0570－059－204)まで

※IP電話、PHSからは、(☎03－5860－2748)まで

障がい者就労支援ネットワークセミナー

障がいのある方の就労や雇用に関して、個別の相談会やセミナー及び意見交換会が開催されます。働きたい障がい者の方、障がい者の雇用を考えている企業の方などは、お気軽にご参加ください。

◆日時　3月28日(水)　11時より

◆場所　音更町総合福祉センター

◆内容

①就労・雇用相談(事前予約が必要)

11時～12時

②就労セミナー

『音更町職場体験事業のその後』

～行政が取組む就労支援事業の成果と課題～

講師　音更町役場　深谷　邦彦　氏

13時30分～14時30分

③意見交換会

14時40分～15時40分

※お申し込みやお問い合わせは、十勝障害者就業・生活支援センターだいち(☎24－8989)まで

北海道拓殖バス ダイヤ改正のお知らせ

4月1日から、バスダイヤが改正されます。

※他のバスダイヤに変更はありません。

＜時刻変更＞

	系統	行先	郵便局前	上士幌役場前	上士幌高校前	士幌待合所	音更役場前	帯広駅前
改正前	上士幌線	帯広	8:34	8:38	8:45	8:56	9:24	9:50
改正後	上士幌線	帯広	8:44	8:48	8:55	9:06	9:34	10:00

＜増便＞

系統	行先	郵便局前	上士幌高校前	士幌待合所	音更高校前	音更役場前	帯広駅前
音上線	帯広	19:14	19:25	19:36	20:05	20:13	20:37

北海道後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民のみなさんの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。

◆応募資格
道内在住の満20歳以上の方（議員・公務員等を除く）

◆応募人数　5名

◆任期　平成24年7月から2年間
（年3～4回開催予定）

◆応募締切　4月27日㈮

◆選考方法
提出された小論文などを選考委員会が総合的に審査し委員を選考します。

◆報酬など
5000円／日の報酬と旅費を支給します。

※お申し込みやお問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011－290－5601）、または保健福祉課後期高齢者医療担当（内線144）岡田まで

上士幌ゴルフ場従業員募集について

◆雇用期間　4月初旬～11月中旬

◆勤務時間　シフト制

◆勤務内容　フロント係、スタート係、コース管理係

◆休日　4週8休（指定公休制）

◆通勤方法　個人車輌で通勤
（通勤手当支給）

◆経験　不問（初心者可）

◆社会保険　健康保険・雇用保険
労災保険・厚生年金

◆応募方法
履歴書を上士幌ゴルフ場まで郵送、またはご持参してください。

◆その他
アルバイトやレストラン係も募集しますのでお問い合わせください。

※お問い合わせは、上士幌ゴルフ場（☎2－4000）まで

調理スタッフの募集について

◆職種　調理スタッフ（嘱託・パート）

◆勤務先
①十勝恵愛会病院
②上士幌すずらん荘（特別養護老人ホーム）

◆雇用条件等
学歴・経験・資格・年齢不問
定年制なし・互助会あり

◆勤務内容
厨房業務全般
（下処理・調理・盛付・配膳・洗浄等）

◆勤務時間（休憩時間含む）
早番・遅番（2交代シフト制）
週休2日制

◆賃金等
時給705円～780円（資格経験加算）
賞与・通勤手当
健康・厚生・雇用・労災加入
貸与（制服・靴）

◆応募方法
電話連絡の上、履歴書（写真付）をご持参ください。

※お問い合わせは、日清医療食品株式会社北海道支店（0120－032－055）野尻まで

3/16㈮まで

ぬかびら源泉郷
町民還元宿泊プラン
町民・町内にお勤めの方限定

お得な**3,000円クーポン券**で
ぬかびら源泉郷に泊まろう！

※クーポン券は、かみしほろ情報館でお渡しいたします。（先着250名）

かみしほろ情報館（☎2-3355）
［開館時間］9：00～17：00　［休］月曜日

町有林間伐事業が認証を受けました！
環境省 オフセット・クレジット（J-VER）制度

地球温暖化は、国際的に大きな問題となっており、地球全体で増え続けている温室効果ガスの排出量を減少傾向に持っていく必要があるとされています。

環境省は、温室効果ガス排出削減の活動を広めるため、カーボン・オフセットの取り組みを推進しています。また、カーボン・オフセットに使用できるクレジットを発行するため、平成20年にオフセット・クレジット（J-VER）制度を創設しました。

カーボン・オフセットとは？
削減が困難な温室効果ガス排出量を別の場所で実現した排出削減量や吸収量で埋め合わせることです。

町では、平成22年度にオフセット・クレジット認証委員会に対して、上士幌町有林間伐促進プロジェクト（次世代に引き継ぐ豊かな森林づくりプロジェクト）を申請し、登録を受けました。

今年度は、平成20年度から平成22年度までに間伐を実施した町有林84.89haを対象にモニタリングを実施し、平成20年4月1日から平成23年10月31日までに吸収した二酸化炭素の量として1,474ｔが認証され、事務局保有分を除いた1,430ｔが発行されました。このクレジットは、カーボン・オフセットに取り組む企業等に販売することができます。

今後、販売して得た収入を活用して、更なる森林整備を進めていきます。

温室効果ガス吸収量の二重評価を避けるため、オフセット・クレジット（J-VER）制度の内容と発行量、移転量、無効化量を町ホームページなどで公表しています。

※お問い合わせは、農林課林産担当（内線243）有賀・松下まで

お知らせ掲示板

★上士幌町役場		☎2-2111(代表)
★教育委員会	◇総務・学教担当	☎2-3014
	◇社教・社体担当	☎2-3024
★ふれあいプラザ	◇健康増進担当	☎2-4128
	◇介護支援担当	☎2-5555
	◇浴場部門	☎2-4126
★十勝総合振興局(土木現業所・保健所含む)		☎0155-24-3111

※このコーナーに掲載されている帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

スレイブレイク町からお礼状が届きました

昨年5月に森林火災に見舞われたスレイブレイク町に対し、町では義援金を募り、9月に19万円を送金していました。このことについて、スレイブレイク町より礼状が届きました。

義援金については、スレイブレイク町の復興・復旧に用いられることとなっています。みなさんのご協力ありがとうございました。

平成24年度国家公務員採用試験のお知らせ

①総合職試験(院卒者・大卒程度)
◆受付期間(インターネット)
4月2日(月)～9日(月)

②一般職試験(大卒程度)
◆受付期間(インターネット)
4月10日(火)～19日(木)

③一般職試験(高卒者)
◆受付期間(インターネット)
6月26日(火)～7月5日(木)

〈申込専用アドレス〉
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

※インターネットがご利用できない場合はお問い合わせください。

※お問い合わせは、人事院北海道事務局第二課試験係(☎011−241−1248)まで

http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm

協会けんぽ北海道支部の保険料率が変わります

厳しい医療保険の状況に加え、高齢医療への拠出金などがますます増えていることから、全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、3月分(4月納付分)より引き上げされます。

現行 9.60%
↓
平成24年3月～ 10.12%

※お問い合わせは、全国健康保険協会北海道支部(☎011−726−0352)まで

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

子ども学校生活支援員を募集します

◆公募する職種
子ども学校生活支援員(特別支援教育支援員)

◆勤務先　上士幌小学校

◆主な業務内容　障がいのある児童・生徒が学校生活を営む上で必要とする業務
①基本的な生活習慣を確立するための生活上の支援
②障がいのある児童・生徒への学習支援
③学習活動、教室間移動などにおける介助
④危険な行動の防止などの安全配慮
⑤運動会、発表会などの学校行事における介助

◆公募人員　1名

◆賃金(月給)　144,500円(社会保険、雇用保険加入)

◆勤務時間　1週38時間45分以内(1日7時間45分以内)

◆雇用期間　平成24年4月1日～平成25年3月24日

◆応募資格
健康な65歳位までの方で、かつ町内に居住できる方

◆応募方法等
◇提出書類　履歴書
教育委員会にあります。(市販の履歴書でも可)
◇応募締切日　3月9日(金)　17:15

※お問い合わせは、教育委員会総務・学校教育担当(☎2-3014)鳥本まで

国民年金インフォメーション

※お問い合わせ先
町民課戸籍年金担当(内線136)佐藤・長良まで

◆◇◆◇◆◇　ご存知ですか？国民年金保険料の納付期限　◆◇◆◇◆◇

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(免除期間含む)を合わせて25年以上ある方が、65歳から受けられます。

～～満額の年金は40年間納めることが必要です～～

国民年金保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末日」と法令で定められています。なお、納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は追納することができます。なお、10月から3年間に限り追納可能期間が10年間延長されます。

ただし、付加年金は任意でご加入頂いているため、納付期限を過ぎた分については受け付けられません。納付期限後に定額分と付加年金分が合算された額を納められた場合、付加年金分が後日返納されることになります。

火の用心

平成24年１月31日現在の出場状況
◆火災出動　０件（うち１月０件）
◆救急出場　22件（うち１月22件）

住宅用火災警報器の電池交換

　みなさんの家に付いている住宅用火災警報器の電池交換が必要なのをご存知でしょうか？
　“ピッ！”という音がどこかで鳴っているが、何の音なのかわからない。そのような時は住宅用火災警報器を見てみてください。
　電池が切れそうになった住宅用火災警報器は、音や光で知らせてくれる機能があります。メーカーや機種によって異なりますが、電池の寿命のほとんどが５年または10年です。（取扱説明書を確認してください）
　警報器は、ホコリなどが付くと火災を感知しにくくなり、また、電池がない場合は作動しません。
　自分の命を守ってくれる大切な警報器です。１年に１回は乾いた布でホコリを拭きとり、本体からぶら下がっているひもを引く、あるいはボタンを押すなどにより作動点検を行いましょう。

※公営住宅に設置されている住宅用火災警報器に関することは、役場建設課公営住宅担当（内線153）船戸まで

※お問い合わせは、予防第１係（☎2-2519）まで

確定申告は３月15日（木）まで

■確定申告をしなければならない主な方
◇給与のほかに20万円を超える所得がある方
◇２ヵ所以上から給与収入がある方
◇公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた残額がある方
◇事業所得や不動産所得のある方
◇土地・建物を譲渡した方
※給与所得者等の簡易な確定申告を除き、所得税法の専門知識の必要な事業所得や譲渡所得（株式含む）などは、税務署で申告いただくようお願いいたします。

◆申告会場　役場Ａ会議室（消防庁舎２階）
◆申告時間　9：00～11：30、13：00～16：00

【e-Tax（電子申告）のご利用の方】
　e-Tax（電子申告）を利用していただくと、簡単に電子申告または申告書の作成ができます。電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで確定申告を行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます。（すでに本控除の適用を受けた方は除く）
▶ホームページ　http://www.nta.go.jp

※お問い合わせは、帯広税務署（☎24-2161）または町民課賦課担当（内線528）青木・石川まで

環境だより

犬の飼い主のみなさんへ

◆犬の登録はお済みですか？
　犬の飼い主は、飼い始めた日（生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日）から30日以内に、町に犬の登録をしなければなりません。（一度限り）
　また、登録後に飼い主や住所が変わったり、犬が死亡した場合も届出が必要となります。

◆犬に鑑札を着けましょう！
　登録をすると町から鑑札が交付されます。犬が迷子になったときには、この鑑札の番号で飼い主がわかりますので、首輪などに必ず着けましょう。

◆狂犬病予防注射を受けましょう！
　狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の犬に狂犬病の予防注射を毎年１回、原則として４月から６月の間に受けさせることが義務づけられています。
　狂犬病は、感染して発症するとほぼ100％死亡する恐ろしい病気です。

　このように恐ろしい狂犬病を防ぐために犬の登録制度があり、予防注射が義務づけられています。
　予防接種を受けさせていない方は、必ずお近くの動物病院で受けさせるようにしてください。

◆飼い主のマナーを守りましょう！
　道路脇や公園内に犬のふんが見られます。犬を散歩させるときは、必ず袋などを持参し、ふんを処分してください。
　また、犬の鳴き声や放し飼いの苦情も寄せられています。犬が吠えるのは、ストレスがたまっていることが考えられます。犬を散歩させるなどして、ストレスを減らしてあげてください。なお、放し飼いや散歩中に犬を放す行為は、他の犬や人を噛むなどの事故が起きますので絶対にやめてください。
　地域の人たちに迷惑をかけないために、飼い主のマナーを守ってペットを正しく飼いましょう。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（内線135）弦巻まで